



# 最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への 支援施策紹介マニュアル

令和2年10月  
厚生労働省・中小企業庁

# はじめに

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金額は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にして、各都道府県最低賃金審議会において審議が行われ、改定額が決定されます。

令和2年度においては、全国加重平均で1円の引上げとなりました。

本マニュアルは、企業における賃金引上げに向けた取組に御活用いただける厚生労働省及び中小企業庁の支援事業に関して、その内容や関連する相談窓口を御紹介するものです。

中小企業等で働く方々の賃金引上げに向け、本マニュアルをご活用いただけますと幸いです。

# 目次

<b>1. 最低賃金・賃金引上げに関する支援</b>	
(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』 ・ 業務改善助成金	P 4
(2) 『人事評価制度と賃金制度を整備して賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』 ・ 人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）	P 5
(3) 『設備等への投資を通じて賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』 ・ 人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）	P 6
(4) 『非正規雇用のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』 ・ キャリアアップ助成金	P 7
(5) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』 ・ 中小企業向け所得拡大促進税制	P 8
(6) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・ 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)	P 9
<b>2. 生産性向上に関する支援</b>	
(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』 ・ 固定資産税の特例措置	P10
(2) 『経営の向上を図りたい』 ・ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画） ・ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）	P11 P12
(3) 『補助制度を知りたい』 ・ 業務の効率化などを支援する補助金等	P13
<b>3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援</b>	
(1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』 ・ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン	P15
(2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』 ・ パートナーシップ構築宣言	P15

# 目次

(3) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』 ・官公需法に基づく「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 ・官公需情報ポータルサイト	P16 P16
<b>4. 資金繰りに関する支援</b>	
(1) 『一時的に業績が悪化しているので融資を受けたい』 ・セーフティネット貸付制度	P17
(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	P18
<b>5. その他、雇用に関する支援</b>	
(1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』 ・建設事業主等に対する助成金	P19
(2) 『従業員の処遇や職場環境の改善を図るための支援策を知りたい』 ・人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース、 介護・保育労働者雇用管理制度助成コース、働き方改革支援コース）	P20
(3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』 ・地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	P21
<b>6. 相談窓口・各種ガイドライン</b>	
(1) 『専門家へ相談したい』 ・働き方改革推進支援センター ・特別相談窓口の設置 ・よろず支援拠点 ・下請かけこみ寺	P22 P22 P23 P23
(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策総合的な情報を入手したい』 ・中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ   us 」	P24

# 1. 賃金引上げに関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』

## 業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成する制度です。

### 【対象となる方】

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模100人以下の事業場

### 【支援内容】

引上げ額と引き上げる労働者の数に応じ、設備投資などに要した費用に助成率を乗じた金額について、助成上限額の範囲内で支給します。

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10
		2～3人	40万円		
		4～6人	60万円		
		7人以上	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
					【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5

### 【お問合せ・申請先】

支給手続のご相談は最寄りの労働局または働き方改革推進支援センターへお問い合わせください。  
申請先は、事業場が所在する都道府県の労働局になります。

- ・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
- ・働き方改革推進支援センター



都道府県労働局

検索

# 1. 賃金引上げに関する支援

(2) 『人事評価制度と賃金制度を整備して賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

## 人材確保等支援助成金

(人事評価改善等助成コース)

事業主が、能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る場合に、助成金を支給します。

### 【対象となる方】

人事評価制度と賃金制度を整備し、生産性向上、賃金アップ及び従業員の離職率の低下に取り組む事業主

### 【支援内容】

制度整備及び目標達成の各段階に応じて、以下の金額が支給されます。

#### I 制度整備助成 (50万円)

以下の①及び②を整備・実施した事業主に50万円を支給。

- ①生産性向上のための人事評価制度及び賃金制度
- ②①に基づく2%以上の賃金アップ

計画認定申請  
から  
3年後



#### II 目標達成助成 (80万円)

制度整備助成の支給を受けた事業主が、計画認定申請から3年後に以下の①、②及び③の目標を達成した場合に80万円を支給。

- ①生産性向上
- ②2%以上アップした賃金の維持
- ③離職率の低下

### 【ご利用方法】

- (1) 人事評価制度等整備に係る計画を作成し、人事評価制度等を整備する月の初日から1か月前の日の前日までに労働局又はハローワークに提出
- (2) 労働局長が当該計画を認定
- (3) 計画に基づき人事評価制度等の整備・実施
- (4) 制度整備助成については、人事評価制度等の整備・実施後、所定の期間内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給
- (5) 目標達成助成については、人事評価制度等整備計画の認定申請日から3年経過後に、生産性要件・2%以上の賃金アップ・離職率に関する目標を達成していた場合に、所定の期間内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給

### 【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



人事評価改善等助成コース

検索



# 1. 賃金引上げに関する支援

(3) 『設備等への投資を通じて賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

## 人材確保等支援助成金

(設備改善等支援コース)

設備等への投資を通じて、生産性向上と雇用管理改善（賃金アップ）を図る事業主を支援します。

### 【対象となる方】

生産性向上に資する設備等の導入を通じて、生産性向上と賃金アップに取り組む事業主

### 【支援内容】

計画期間は下記のA又はBのいずれかを選択し、計画の開始から1年後、2年後、3年後に計画開始前と比べて、生産性向上と雇用管理改善（賃金アップ）に関する目標を達成した場合に、以下の金額が支給されます。

#### A <雇用管理改善計画期間1年タイプ>

- ①計画の開始から1年後に、雇用管理改善を達成すること(計画達成助成)
- ②計画の開始から3年後に、生産性向上、雇用管理改善を達成すること(上乗せ助成)

#### B <雇用管理改善計画期間3年タイプ>

計画の開始から一定期間経過後に計画開始前と比べて、生産性向上、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成

- ①【計画達成助成(1回目)】...計画の開始から1年後
- ②【計画達成助成(2回目)】...計画の開始から2年後
- ③【目標達成時助成】...計画の開始から3年後

計画期間	設備導入費用	1年後	2年後	目標達成時助成
A 1年	175万円以上1,000万円未満	50万円	-	<80万円> 上乗せ助成
	240万円以上5,000万円未満	<50万円>	<50万円>	<80万円>
B 3年	5,000万円以上1億円未満	<50万円>	<75万円>	<100万円>
	1億円以上	<100万円>	<150万円>	<200万円>

(注) 設備導入費用が5,000万円未満については中小企業のみを対象

### 【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



# 1. 賃金引上げに関する支援

(4) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

## キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

### 【対象となる方】

ガイドライン(※1)に沿って、雇用保険適用事業所ごとに有期雇用労働者等のキャリアアップに取り組む者を「キャリアアップ管理者」として配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、以下の(1)～(7)までのいずれかを実施した事業主

※1 ガイドラインとは、「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップ促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」を指します。詳細は下記URLをご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouteikyokukenyukiroudoutaisakubu/30guide.pdf>

- (1) 正社員化コース (2) 賃金規定等改定コース
- (3) 健康診断制度コース (4) 賃金規定等共通化コース
- (5) 諸手当制度共通化コース (6) 選択的適用拡大導入時処遇改善コース
- (7) 短時間労働者労働時間延長コース

### 【支援内容】※ 上記のうち、(2) 賃金規定等改定コースについて

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合、対象となる労働者数に応じ、下記の額の助成を行います。なお、中小企業において賃金規定等を3%以上増額改定した場合等は助成額が加算されます。(5%以上増額改定した場合は助成額が更に加算されます。)

すべての有期雇用労働者等が対象となる場合	9.5～285万円 (12～360万円)
雇用形態別、職種別など一部の有期雇用労働者等が対象となる場合	4.75～142.5万円 (6～180万円)

注1:生産性要件を満たした場合、( )内の助成額となります。

注2:中小企業以外の場合、助成額は上記の3/4程度となります。

### 【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



キャリアアップ助成金

検索



# 1. 賃金引上げに関する支援

(5) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』

## 中小企業向け所得拡大促進税制

青色申告書を提出している法人や個人事業主が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。

### 【適用要件】

#### <通常>

要件①：適用年度の雇用者給与等支給額※1が前事業年度以上であること

要件②：継続雇用者給与等支給額※2が前事業年度を1.5%以上上回っていること

#### <上乘せ>

要件②の増加率が2.5%以上で、以下のいずれかを満たすこと

- ・教育訓練費が対前年度比10%以上増
- ・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受け、経営力向上がなされていること

※1雇用者給与等支給額

継続雇用者に限定しない、全ての国内従業員に支払った給与等の総額（役員等に支払った給与等は除く。）。

※2継続雇用者給与等支給額

継続雇用者（前年度の期首から適用年度の期末までの全ての月分の給与等の支給を受けた従業員のうち、一定の者）に支払った給与等の総額。

### 【税額控除率】

#### <通常>

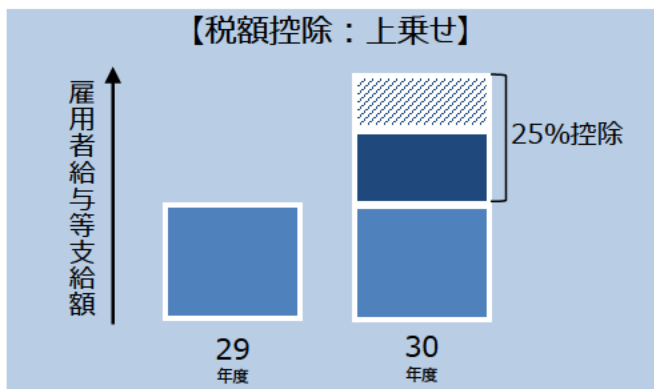
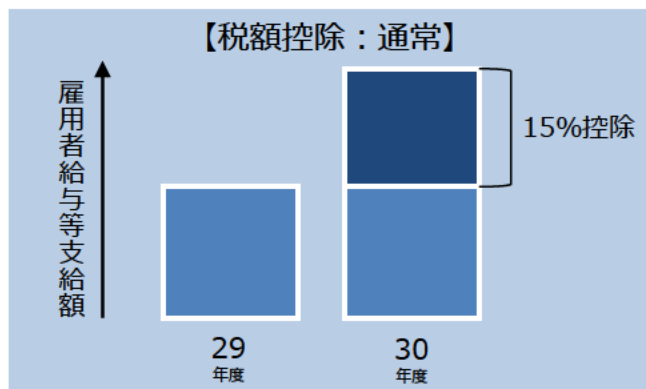
前年度からの雇用者給与等支給額の増加額に対して、15%の税額控除が受けられます。

#### <上乘せ>

前年度からの雇用者給与等支給額の増加額に対して、25%の税額控除が受けられます。

※ただし、通常・上乘せいずれの場合においても、税額控除額は法人税額の20%が上限となります。

#### 適用のイメージ



### 【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター

電話：03-6281-9821(受付時間 平日9:30~17:00)



所得拡大促進税制

検索

# 1. 賃金引上げに関する支援

(6) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

## 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

### 【対象となる方】

#### 事業場内最低賃金を2%以上引上げる方

※ 働き方改革推進支援資金は、その他に、非正規雇用の処遇改善への取組や長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、多様な人材の活用促進などを図る方も対象としています。

### 【支援内容】

#### ■ 貸付限度額

中小企業事業：7億2,000万円(※)  
(うち長期運転資金2億5,000万円)  
(※)特別利率①の限度額：2億7,000万円  
国民生活事業：7,200万円(うち運転資金4,800万円)

#### ■ 貸付利率：特別利率①(基準利率から0.4%引下げ)

※ 基準利率：中小企業事業1. 11%(貸付期間5年の場合)  
国民生活事業2. 16~2.45%(担保を不要とする融資希望の場合)  
※ 基準利率は、令和2年4月1日現在。実際の適用利率は、信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて決定します。

#### ■ 貸付期間：設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内) (長期)運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

※ 業務改善助成金等の助成金と併用(自己負担分のための融資など)にも活用可能です。  
※ 生活衛生営業を営む方については、日本政策金融公庫の別の融資制度である【生活衛生貸付】においても同様に特別利率の適用があります。

### 【お問合せ先】

日本政策金融公庫 電話：0120-154-505



働き方改革推進支援資金

検索

## 2. 生産性向上に関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』

### 固定資産税の特例措置

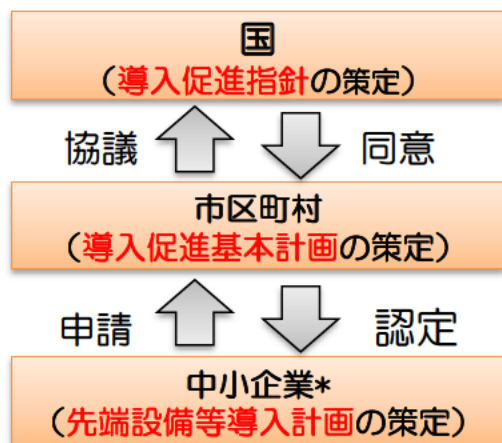
2020年までの「生産性革命・集中投資期間」において、中小企業の実現性革命を実現するため、2018年6月に施行された「生産性向上特別措置法」に基づき、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。

認定を受けた中小企業の設備投資に対して、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じます。今般、本特例の対象設備に、事業用家屋と構築物を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長※します。

市区町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ※になります

※2021年3月末までとなっている適用期限を2023年3月末まで2年間延長  
※課税標準を市区町村の条例で定める割合（ゼロ～1/2）を乗じて得た額とする

#### 【生産性向上特別措置法】



#### POINT!

- 1 「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において新たに設備を導入する中小企業者が対象
- 2 年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資が対象

事前確認 認定経営革新等支援機関  
(例：商工会議所・商工会・中央会、地域金融機関、土業等の専門家 等)

\*中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

#### 対象設備（固定資産税の特例）

(注) 市区町村により異なる場合があります

【設備の種類等（最低取得価額／販売開始時期）】

- ◆機械装置（160万円以上／10年以内）
- ◆測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内）
- ◆器具備品（30万円以上／6年以内）
- ◆建物附属設備（60万円以上／14年以内）
- ◆構築物（120万円以上／14年以内）
- ◆事業用家屋は、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの

#### 【お問合せ先】

- <先端設備等導入計画の作成等について> 先端設備等の導入先の市区町村先端設備等導入計画担当課
- <税制について> 中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口 電話：0570-077322（平日9:30～17:00のみ）
- <制度について> 中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816



生産性向上特別措置法

検索

## 2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

### 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

#### 【支援の流れ】



#### 【お問合せ先】

経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課

電話: 03-3501-1957(平日9:30~12:00、13:00~17:00)



経営強化法

検索

## 2. 生産性向上に関する支援

### (2) 『経営の向上を図りたい』

## 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を策定し、主務大臣に認定された場合、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

- (注1) 税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。
- (注2) 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

**【対象となる方】** ※平成31年4月1日以降に開始する事業年度決算から適用される中小企業者等について記載しています。

- ・ 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・ 協同組合等

※ 中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業者等」に該当するものに限り、ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

- ① 同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業等経営強化法に規定する認定事業再編投資組合を経由して間接的に保有している部分のみ）及び中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③ 前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人

### 【対象となる設備】

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）	デジタル化設備（C類型）
要件	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	◆ 機械装置（160万円以上/10年以内） ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆ 器具備品（30万円以上/6年以内） ◆ 建物附属設備（60万円以上/14年以内） ◆ ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内）	◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上）	◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。）（※6）/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと等		

- ※1 発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするものを除く。
- ※2 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあつては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
- ※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあつては主として電気の販売を行うために取得等をするものを除く。
- ※4 複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。
- ※5 中小企業経営強化税制を利用して発電設備等の取得等を行う場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容が確認できる書類の添付が必要となります。

### 【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター  
電話：03-6281-9821（平日9:30-17:00）



経営強化法

検索

## 2. 生産性向上に関する支援

### (3) 『補助制度を知りたい』

#### 業務の効率化などを支援する補助金等

中小企業の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等を支援します。

また、積極的な賃上げに取り組む事業者は優先的に支援※します。

さらに、以下3つの補助事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために、非対面型ビジネスモデルへの転換など前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設けました。

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を申請要件とします。（持続化補助金及びIT導入補助金の一部事業者は加点要件）

※以下の事業は令和2年9月現在公募中または今後公募予定のものを掲載しています。  
詳しくはホームページまたはお問い合わせ先までお尋ねください。

#### 【3つの補助金における補助上限・補助率の関係図】

補助上限・補助率	通常枠	特別枠 (類型A)	特別枠 (類型B・C)
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・ 2/3	100万円・ 2/3	100万円・ 2/3 → <b>3/4</b>
	【事業再開枠】50万円・定額(10/10) ※		
ものづくり補助金 (設備導入)	1,000万円・ 1/2 (小規模 2/3)	1,000万円・ 2/3	1,000万円・ 2/3 → <b>3/4</b>
	【事業再開枠】50万円・定額(10/10)		
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・ 1/2	450万円・ 2/3	450万円・ 2/3 → <b>3/4</b>

※事業再開枠の補助額は総補助額の2分の1以下であること、クラスター対策が特に必要と考えられる業種（ナイトクラブ、ライブハウス等）はさらに上限を50万円上乘せ

#### 【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金】

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

公募期間：（4次締切）令和2年8月4日（火）17時～令和2年11月26日（木）17時

※4次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には、令和3年2月（5次）に締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（予定は変更する場合がございます。）

<お問い合わせ先>

ものづくり補助金総合サイト <http://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053

次のページに続く→

## 2. 生産性向上に関する支援

### (3) 『補助制度を知りたい』

## 業務の効率化などを支援する補助金等

### 【小規模事業者持続化補助金】

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

公募期間：令和2年3月10日より公募開始

<一般型>

4次締切：令和3年2月5日（金）

令和2年5月1日より公募開始

<コロナ特別対応型>

5次締切：令和2年12月10日（木）

<お問い合わせ先>

商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

全国商工会連合会 [http://www.shokokai.or.jp/jizokuka\\_r1h/](http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/)

[http://www.shokokai.or.jp/jizokuka\\_t/](http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/)

電話番号：03-6670-3960

商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

日本商工会議所 <https://r1.jizokukahojokin.info/>

<https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

電話番号：03-6447-5485

### 【サービス等生産性向上IT導入支援補助金】

中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資するITツールの導入支援を行います。

公募期間：令和2年5月11日より公募開始

<通常枠>

9次締切：令和2年11月2日（月）17時

<特別枠>

8次締切：令和2年11月2日（月）17時

※令和2年11月2日（月）の締切後も申請受付を継続し、令和2年12月下旬までに締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、交付決定を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

<お問い合わせ先>

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 <https://www.it-hojo.jp>

電話番号：0570-666-424

### 3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』

#### 下請適正取引等の推進のためのガイドライン

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)を策定しています。



下請ガイドライン

検索

(2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』

#### パートナーシップ構築宣言

不合理な取引条件や取引慣行については、下請中小企業振興法における「振興基準」に基づき、主務大臣が指導、助言を行います。パートナーシップ構築宣言は、この「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

#### 【パートナーシップ構築宣言について】

○取引先との新たなパートナーシップ構築 を宣言し、

- (1) 下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**  
(①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止)
- (2) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携(企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング等)

に**重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言**します。

○宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載・公表されます。**「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあり得る**とすることで、宣言の実効性を担保しています。

○以下の「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言した企業が一覧でご覧になれます。

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

#### 【お問合せ先】

「宣言」の内容について

「宣言」の提出・掲載について

中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765

(公財)全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688



パートナーシップ構築宣言 ポータルサイト

検索



### 3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(3) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』

#### 官公需法に基づく「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定められています。

【官公需法に基づく「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について】

#### 第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講じる措置に関する基本的な事項

##### 7 ダumping防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

##### (4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

国等は、年度途中の最低賃金額の改定を見越した予算を確保し契約時点で反映しておくことや、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れるなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

#### 官公需情報ポータルサイト

中小企業庁は官公需に関する情報を一元的に集約し、情報提供を行う官公需ポータルサイトを運営しています。

【官公需情報ポータルサイトについて】

○国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報について、中小企業者が必要な新着情報を自動配信等の形で、迅速かつ的確に入手できる官公需情報ポータルサイトを運営しています。

○また、本サイトにおいて、競争契約参加資格申請に関する情報ははじめとした官公需に関する情報を一元的に集約し、提供しています。

○以下の官公需情報ポータルサイトにてご覧になれます。

<https://www.kkj.go.jp/s/>

【お問合せ先】

中小企業庁取引課 03-3501-1669



官公需施策

検索



## 4. 資金繰りに関する支援

(1) 『一時的に業況が悪化しているので融資を受けたい』

### セーフティネット貸付制度

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

#### 【対象となる方】

社会的、経済的環境の変化（最低賃金引き上げなど）の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているが中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方

(注) 利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となりません。また、特別相談窓口に係る事案で本貸付の申し込みをされた場合には、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している場合や、そのおそれがある場合にも対象となります。

#### 【支援内容】

##### ■ 貸付限度額

日本政策金融公庫中小企業事業：7億2,000万円

日本政策金融公庫国民生活事業：4,800万円

##### ■ 貸付利率：基準利率

※基準利率（平成31年4月1日時点。貸付期間5年の場合。）

中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.91%

##### ■ 貸付期間：設備資金 15年以内（うち据置期間3年以内）

運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）

#### 【お問合せ先】

日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795



## 4. 資金繰りに関する支援

(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

### 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

#### 【対象となる方】

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
- 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
- 原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

#### 【支援内容】

##### 通常枠

- 対象資金：設備資金、運転資金
- 貸付限度額：2,000万円（1,500万円超の貸付を受けるには、貸付前に事業計画を作成し、貸付後に残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年毎に1回受けていただく必要があります。）
- 貸付利率：令和2年9月1日現在 1.21%（※）  
※日本政策金融公庫の経営改善利率。利率は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。
- 貸付期間：設備資金10年以内（据置期間は2年以内）  
運転資金7年以内（据置期間は1年以内）
- 貸付条件：無担保・無保証人

東日本大震災対応特枠、平成28年熊本地震対応特枠、平成30年7月豪雨対応特枠、令和元年台風第19号等対応特枠、新型コロナウイルス対応特枠、令和2年7月豪雨対応特枠

東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号等（令和元年台風第19号、第20号及び第21号をいう。）又は令和2年7月豪雨により直接又は間接被害を受けた小規模事業者の方、又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の方は、通常枠と別枠の貸付限度額と、更なる金利引き下げ措置を利用することができます。

#### 【ご利用方法】

- 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- 申込みを受け付けた商工会・商工会議所において審査し、日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。  
（注）沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

#### 【お問合せ先】

- 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所  
（商工会については、全国商工会連合会 URL：<http://www.shokokai.or.jp/>）  
（商工会議所については、日本商工会議所 URL：<http://www.jcci.or.jp/>）
- 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

## 5. その他、雇用に関する支援

(1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』

### 建設事業主等に対する助成金

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金を支給します。

#### 【対象となる方】

「建設の事業」の雇用保険料の適用を受ける中小建設事業主等であって、以下の1～3の助成金(コース)ごとに定められる要件に該当するもの。

#### 1. 人材開発支援助成金

①建設労働者認定訓練コース ②建設労働者技能実習コース

#### 2. 人材確保等支援助成金

①雇用管理制度助成コース(建設分野)  
②若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)  
③作業員宿舍等設置助成コース(建設分野)

#### 3. トライアル雇用助成金 若年・女性建設労働者トライアルコース

#### 【支援内容】 ※上記1. 人材開発支援助成金のうち ②建設労働者技能実習コースについて

キャリアに応じた技能実習(※)を実施した場合に、下記の助成を行います。

(※)対象となる技能実習 : ○安衛法による教習、技能講習、特別教育  
○能開法による技能検定試験のための事前講習  
○建設業法施行規則による登録基幹技能者講習 など

<助成率・額>

労働者数20人以下の 事業主	経費助成 90%(75%) 賃金助成 9,600<10,360>円/日(7,600<8,360>円/日)
労働者数21人以上の 事業主	経費助成 35歳未満 85%(70%)、 35歳以上 60%(45%) 賃金助成 8,400<9,065>円/日(6,650<7,315>円/日)

注1:生産性要件を満たさなかった場合、( )内の助成額(率)となります。

生産性要件を満たした場合の助成については、事業主が訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性を向上させた場合(伸び率が6%以上)にのみ支給されます。

注2:受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者であった場合、< >内の助成額となります。

注3:中小以外の建設事業主や建設事業主団体も対象となります。

#### 【お問合せ先】

支給手續のご相談は最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



建設事業主等に対する助成金

検索

## 5. その他、雇用に関する支援

(2) 『従業員の処遇や職場環境の改善を図るための支援策を知りたい』

### 人材確保等支援助成金

(雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース、  
介護・保育労働者雇用管理制度助成コース、働き方改革支援コース)

事業主が、従業員の処遇や労働環境の改善に向けた「魅力ある職場づくり」(雇用管理制度の導入、介護福祉機器の導入、介護/保育事業主による賃金制度の整備、働き方改革に取り組むための人材確保)を行う場合に、助成金を支給します。

#### 【対象となる方】

- (1)雇用管理制度を導入し、従業員の離職率の低下に取り組む事業主(介護/保育事業主を含む。)
- (2)介護福祉機器の導入を通じて、労働者の離職率の低下に取り組む介護事業主
- (3)賃金制度の整備を通じて、労働者の離職率の低下に取り組む介護/保育事業主
- (4)働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コース)の支給を受けた事業主であって、新たに労働者を雇い入れ、雇用管理改善(人員配置の変更、労働者の負担軽減等)に1年間取り組む中小企業事業主。

#### 【支援内容】

導入した制度等に応じて、以下の金額が支給されます。

##### 1. 雇用管理制度助成コース

評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度及び短時間正社員制度(保育事業主のみ)を新たに導入し、対象労働者全員に対して実施することにより、離職率の低下目標を達成した場合、目標達成助成として57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)を助成。

##### 2. 介護福祉機器助成コース

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、介護福祉機器を新たに導入し、労働環境の改善がみられた場合、機器導入助成として導入費用の25%(上限150万円)を助成。さらに離職率の低下目標を達成した場合、目標達成助成として導入費用の20%(生産性要件を満たした場合は35%(上限150万円))を助成。

##### 3. 介護/保育労働者雇用管理制度助成コース

介護/保育事業主が、労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備を行った場合、制度整備助成として50万円を助成。さらに離職率の低下目標を達成した場合、目標達成助成として、計画期間終了1年経過後に57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)を、計画期間終了3年経過後に85.5万円(生産性要件を満たした場合は108万円)を助成。

##### 4. 働き方改革支援コース

計画開始日から1年経過後に、雇入れた労働者一人当たり60万円(短時間労働者の場合40万円)助成(※10名までの人員増を上限とする。)。計画開始日から3年経過後に、生産性要件を満たした場合、追加的に労働者一人あたり15万円(短時間労働者の場合は10万円)助成。

#### 【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



人材確保等支援助成金

検索



## 5. その他、雇用に関する支援

(3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』

### 地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度があります。

#### 【対象となる方】

雇用情勢が厳しい地域等で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。対象地域は下記URLをご参照ください。

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/chiiki\\_koyou.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html)

#### 【支援内容】

上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成(1年ごとに3回支給)。

(単位:万円)

設置・整備費用	対象労働者の増加人数(人)							
	3[2(創業)]~4		5~9		10~19		20~	
	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇
300以上	48	60	76	96	143	180	285	360
1,000未満	(50)		(80)		(150)		(300)	
1,000以上	57	72	95	120	190	240	380	480
3,000未満	(60)		(100)		(200)		(400)	
3,000以上	86	108	143	180	285	360	570	720
5,000未満	(90)		(150)		(300)		(600)	
5,000以上	114	144	190	240	380	480	760	960
	(120)		(200)		(400)		(800)	

※1 生産性要件を満たさない場合は「基本」、満たす場合は「優遇」の額を支給。

生産性の向上の判定方法については、下記URLを参照。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

※2 中小企業事業主の場合は、初回の支給時にこれらの額の1/2の額を上乗せ。ただし、創業の場合はこれにかかわらず、労働者の増加数2人から対象とするとともに、初回の支給時に( )内の額の倍額を支給。

※3 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人当たり50万円を上乗せして支給。

※4 「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給。

※5 大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合、対象労働者の増加人数に応じて、最高2.4億円を支給。

#### 【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



地域雇用開発助成金

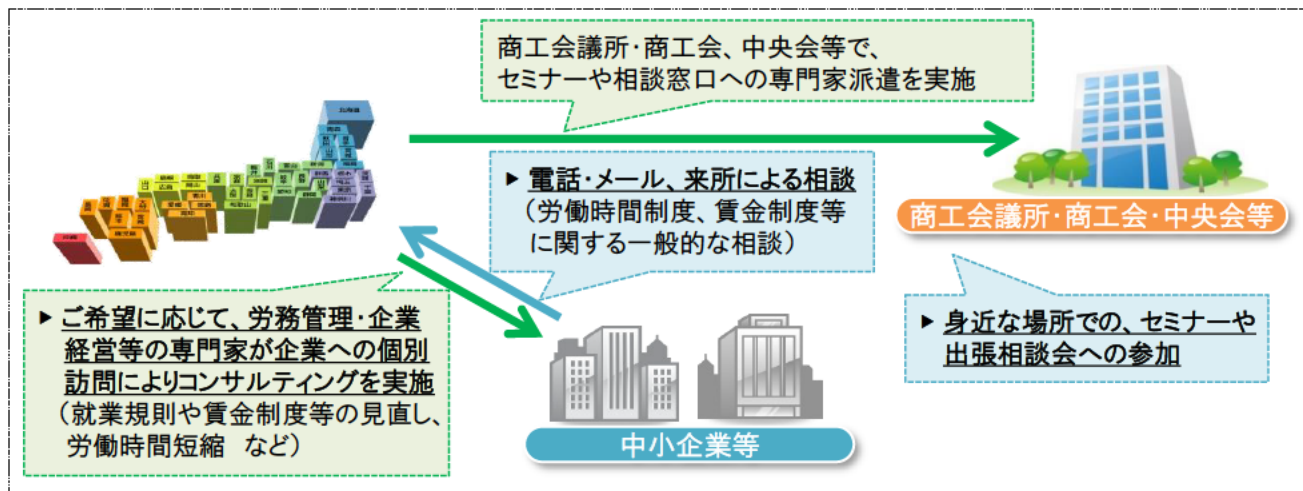
検索

## 6. 相談窓口

### (1) 『専門家へ相談したい』

## 働き方改革推進支援センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、経営・労務管理の専門家による無料相談と専門家派遣を行います。



### 【お問合せ先】

全国の働き方改革推進支援センター

## 特別相談窓口の設置

生産性向上等に向けた検討を行っている中小企業・小規模事業者や、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者からの相談を受け付けます。

### ①生産性向上等に関する相談

全国の商工会議所、商工会（各都道府県商工会連合会）、各都道府県中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、全国のよろず支援拠点、中小企業基盤整備機構地域本部及び各地方経済産業局に相談窓口を設置し、生産性向上等に係る相談を受け付けます。生産性向上等について検討を行っている方など、お気軽にご活用ください。

### ②金融面に関する相談

全国の日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工中金及び信用保証協会に相談窓口を設置し、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者からの相談を受け付けます。従業員への賃金引上げによって資金繰りにお困りの方など、お気軽にご活用ください。

### 【お問合せ先】

- ・全国の商工会議所
- ・各都道府県商工会連合会
- ・各都道府県中小企業団体中央会
- ・全国商店街振興組合連合会
- ・全国のよろず支援拠点
- ・中小企業基盤整備機構地域本部
- ・各地方経済産業局
- ・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
- ・商工組合中央金庫の本支店
- ・各信用保証協会



最低賃金 特別相談窓口

検索

## 6. 相談窓口

### (1) 『専門家へ相談したい』

#### よろず支援拠点

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

#### 【対象となる方】

売上が低迷して困っている、資金繰りが厳しくコスト削減したい、など経営上の様々な悩みを抱えておられる中小企業・小規模事業者、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方。

#### 【よろず支援拠点での取組】

- ①売上拡大のための解決策の提案  
新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げ等
  - ②経営改善策を提案し、行動に移すためのチーム支援
  - ③相談内容に応じた適切な相談機関の紹介
- ※各よろず支援拠点では、経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産などの専門家を10～20名配置し、人手不足やIT活用等も含めた中小企業・小規模事業者のあらゆる経営課題の相談対応を行っています。

#### 【お問合せ先】

各都道府県のよろず支援拠点



検索

#### 下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者が抱える、取引に関するさまざまな悩みに対し、親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。

#### 【下請かけこみ寺の概要】

全国48箇所（各都道府県及び本部）に下請かけこみ寺を設置しています。

下請かけこみ寺では、以下の取組を行っています。

- ①各種相談への対応  
中小企業・小規模事業者の取引問題に関するさまざまなご相談に、下請代金支払遅延等防止法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員等が親身にお話しを伺い、アドバイス等を無料で行います。  
また、弁護士による無料相談も実施しています。
- ②迅速な紛争解決  
中小企業・小規模事業者が抱える取引に係る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続（ADR）を用いて、全国の登録弁護士等が中小企業・小規模事業者の身近なところで調停手続等を行います（費用は無料）。

#### 【お問合せ先】

・（公財）全国中小企業取引振興協会 電話：03-5541-6655  
・各都道府県の下請かけこみ寺



検索



## 6. 相談窓口

(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策に関する総合的な情報を入手したい』

### 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な国の支援措置をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までをサポートします。

#### 【ミラサポplusの主な特徴】

- ・「制度ナビ」「事例ナビ」の条件絞り込み機能によって、網羅的・効率的に、最適な支援策、事例を検索することができます。
- ・無料の会員登録で、最新の支援制度情報を受け取ることが可能です。
- ・登録情報に応じて、おすすめの支援施策等をマイページに表示します。
- ・各種電子申請で繰り返し入力が必要な基本情報等の保存や外部システム（E-tax、Jグランツ等）との連携によるデータ取り込みも可能です。
- ・簡易な経営診断で他社との比較も可能です。

The image displays the Mirasapo Plus website interface. On the left, a search results page shows categories like 'よく見られている補助金・給付金' and '支援制度を探す'. On the right, a search filter page titled '自分に合った制度を探す' offers options for '個人事業者・フリーランス', '小規模事業者', and '中小企業'. Below these are input fields for '事業用サービス' and '支店/支店コード', along with a '検索' button. At the bottom, there are four yellow circles with text: '支援施策の情報発信', '電子申請サイトのポータル', '電子申請サポート機能', and '経営診断・現状分析ツール'. The Mirasapo Plus logo and a search bar with the text 'ミラサポplus' and a '検索' button are also visible.

支援施策の情報発信

電子申請サイトのポータル

電子申請サポート機能

経営診断・現状分析ツール

探しやすい  
インターフェイス

ミラサポplus

検索